

東かがわ市告示第25号

東かがわ市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年3月17日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による住民票の写し等が第三者に不正取得された場合に、不正取得された者（以下「被取得者」という。）へ行うその事実の通知（以下「不正取得通知」という。）に係る取扱いを定めることにより、住民票の写し等の不正な請求及び個人の権利侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書並びに戸籍の附票の写し
- (2) 住基法の規定による消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書並びに消除された戸籍の附票の写し
- (3) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条第3項及び第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2第1項及び第3項から第5項まで又は第12条の2において準用する同法第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定により住民票の写し等を請求する者

3 この要綱において「特定事務受任者等」とは、住基法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者及び戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第11条の2第4号に規定する弁護士等をいう。

4 この要綱において「不正取得」とは、偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、受けることをいう。

(通知の対象となる事実)

第3条 不正取得通知の対象となる事実とは、次に掲げるものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が保存年限を経過しているものについては、対象としない。

(1) 高松法務局、香川県又は関係機関からの不正取得の通知があった場合

(2) 新聞社その他の報道機関により不正取得に関する報道があり、高松法務局、香川県又は関係機関に照会し不正取得の事実が確認できた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、不正に取得された蓋然性が極めて高いと認められる場合

(4) その他市長が必要と認めた場合

2 住民票の写し等の不正取得の事実を把握した場合は、情報の継続的な把握に努めるため、不正取得に関わる交付請求書については、廃棄せず保管するものとする。

(通知の相手方)

第4条 不正取得通知は、被取得者が特定できる場合にあつては被取得者本人に、被取得者が特定できない場合にあつては当該住民票の写し等に係る世帯の世帯主又は戸籍の筆頭者に行うものとする。ただし、当該世帯主が既に除票となっている場合又は戸籍の筆頭者が既に除籍となっている場合は、当該住民票の写し等に係る世帯員のうち新たに世帯主となった者又は当該戸籍に現存する者のうち最も年長である者（以下これらを「被取得者等」という。）に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、不正取得通知は行わないものとする。

(1) 所在が確認できない者

(2) 死亡又は失踪宣告を受けている者

(第三者に対する住民票の写し等の返還と通告)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる場合においては、市長は不正に取得した第三者（以下「不正取得第三者」という。）に対して、様式第1号により当該不正取得に係る被取得者等に不正取得第三者の氏名などを通知する旨の通告を行うとともに、住民票の写し等の返還を求めることができる。

2 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる場合には、様式第2号による書面により不正取得第三者に正当な請求であることが分かる疎明資料の提出を求め、通知の日から14日以内に様式第3号による書面の提出がない場合は被取得者等への通知を行う旨を通知することができる。

(被取得者等への通知)

第6条 市長は、第3条第1項各号の事実を確認したときは、次に掲げる事項を記載した書面により被取得者等に通知するものとする。

(1) 不正に取得された住民票の写し等の交付年月日

(2) 不正に取得された住民票の写し等の種別及び通数又は件数

(3) 不正に取得された住民票の写し等の請求者又は申出者の種別

(4) 不正に取得された住民票の写し等の請求者の住所及び氏名又は所在及び名称（所属する特定事務受任者等の会の登録又は会員番号を含む。）並びに交付請求書に記載されている依頼者の氏名又は名称

(5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、不正取得通知を行う場合は、原則として被取得者等に対し、通知を行う理由を説明した上で様式第4号により通知するものとする。

(通知後の対応)

第7条 被取得者等から、不正取得に関連した相談がされた場合には、人権施策担当部署及び関係機関が連携して適切な措置を講じるとともに、相談の内容に応じて関係機関への連絡等の対応を行うものとする。

(不正取得した者の所属団体への改善要請)

第8条 市長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定事務受任者等であるときは、特定事務受任者等が所属する団体に対して、必要に応じて再発防止への取組を要請するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長



不正に取得された住民票の写し等の返還について（通知）

あなたの行った下記の請求は、法の制度を不正に利用したもの又は不正な取得である蓋然性が極めて高いものと判断したものです。

つきましては、東かがわ市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要綱第6条の規定に基づき、被取得者等に対し、事件の概要及びあなたの氏名、住所等を通知します。

また、当該不正に取得した住民票の写し等を、速やかに本市に返還することを要請します。

記

整理 番号	請求先	請求年月日	請求書 番号	不正取得と判断した根拠

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長



住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関する疎明資料の提出について

あなたの行った下記の住民票の写し等の交付請求は、不正な取得である蓋然性が極めて高いものと判断したものです。正当なものであるか疑義があります。

つきましては、東かがわ市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定に基づき、疎明資料の提出を求めます。

なお、疎明資料の提出は、通知のあった日から14日以内に様式第3号による書面により、住民票の写し等の取得が不正な請求によるものでないことが判断できる資料を添付して提出してください。

期限までに提出がない場合又は弁明内容を含む疎明資料から当該請求が正当と認められない場合については、あなたによる住民票の写し等の取得を不正な請求による取得であるものと認め、被取得者等に対して、取得された事実を通知します。

また、不正取得である場合は、当該住民票の写し等については、速やかに本市へ返還することを要請します。

記

整理 番号	請求年月日	請求内容	疑義の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

住所

氏名

回答書（疎明資料提出書）

年 月 日付け 第 号で通知のあった住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関して、疎明資料を添付のうえ、次のとおり回答します。

記

整理 番号	請求年月日	請求内容	不正取得でない理由	疎明資料

（備考）

住民票の写し等の取得が不正な請求によるものでないことが判断できる資料を添付してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

東かがわ市長



第三者による住民票の写し等の不正取得について（通知）

あなたの住民票の写し等が第三者により不正に取得されたことが判明いたしましたので、東かがわ市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要綱第 6 条の規定により下記のとおり通知します。

記

住民票の写し等の 交付年月日	
住民票の写し等の種別	
住民票の写し等の 通数又は件数	
請求者又は申出者の 種別	
請求者の住所及び氏名 （所在及び名称）	
依頼者の氏名（名称）	
その他	